

# 社説

## 直接請求が問いかけるもの

選挙区ごとに設けられる政党支部が政治家の後援会の役割を果たすなど、政党に名を借りた資金選流が行われるのではないかと指摘する。自民党側は、政党として批判を浴びるようなことはしないと強調しているが、疑問は残る。

また、議論の中で、自民案、社会・公明案とも、政党から政治家に流れる資金の報告義務がなくなっているなどの問題点も明らかになっている。抜け道や不備は修正しなくてはならない。

論議の課題の第三点は、政治資金の監視機関の設置の問題である。政治改革推進協議会(民間政治臨調)が政治資金委員会の

設置を提案して注目を浴びているが、自民党は反対、社会・公明両党とも消極的だ。権力が政治に介入する恐れがあるというのだが、監視機関を国会のなかに設ける方法も考えられる。

いくら厳しい規制をしても守られなければ何もならない。ヤミ献金が掌友とまかり通って、自浄の姿勢が見えなかったこれまでの実態からみて、監視機関の設置もやむをえないだろう。

委員会論議は中央、地方の公聴会が終わると、法案処理の詰め段階に移る。政治資金の規制も、金丸事件の反省を生かした結論を出さなければならぬ。

選挙で選ばれた市町村長や地方議員などを、住民が途中でやめさせようとするのは

そのあることではない。議会の解散となれば、よほどのことだ。このところ、そんな動きがあちこちで起きている。

地方政治から緊張感が失われた結果ではないか。首長の無風選挙が多く、議会もオールド与党化が進み、チェック機能が十分に働かない。とくに問題なのは、そういうところでは住民の声を聞く姿勢も後退しがち

だという点である。

選ばれた人々の手で地方政治の自浄や活性化が期待できなくなれば、有権者が直接的な改革の手だてを求めて動くとするのは、自然な流れだろう。ところが、議員や首長らは多くの場合、このような動きに否定的な態度をとりがちである。

日本の地方自治は、議会と行政機関という二元的な代議制度をとっている。同時に、条例制定や解職などの直接請求制度を

認めている。国政には見られない直接民主主義の手法とその効能を再評価し、生き返らせるべき時ではないだろうか。

最近の動きで注目したいのは、首長や議員の政策や政治姿勢について、住民が直接請求で自治のありかたをきびしく問うたふたつのケースだ。

山口県宇部市では、水源近くのゴルフ場計画に否定的だった市長が、一転して推進に変わったことが、解職請求(リコール)の理由とされた。ゴルフ場の是非だけでなく、首長の基本的な政治姿勢が問題というわけだ。十三万人近い有権者のうち、法定数の三分の一をかなり上回る署名が集まり、本人が辞任しなければ住民投票にかけられることになる。

東京都千代田区では、区側の小・中学校統廃合構想に対する議会の態度が民意を反映していないとして、議会解散の請求運動が起きた。議会が全会一致で区案を認めただけ、区民投票にかけらるべきだとする住民の条例制定請求を否決し、さまざまな署名・陳情をとりあげなかったため、議会全体の責任を問おうとしたのである。

国会議事堂のおひさまもとで保守層を中心とした市民運動として注目を集めたが、署名は三分の一に達せず、成功しなかった。しかし、市民は政策の中身だけでなく、論

議の進め方も重要な問題であることを行動で知らしめたのである。

解職などの直接請求が、停滞した地方政治に与えるインパクトは、その成否にかかわらず、大きい。同時に、五十分の一以上の署名で足りる条例制定の直接請求についても、もっと活用されたい。

議員らの不正に対しても、住民の怒りは辞職を求めるような一時的な運動で終わらなくなりつつある。再発防止や市民参加の保証として、政治倫理や情報公開などの条例制定を求める直接請求が、各地で起きているのはその現れだ。しかし、その多くは議会が否決されるか、後退させられているのが現実である。

こんな時、三重県南島町議会が原発建設に対する賛否を、直接住民に問う町民投票条例を制定したのは、きわめて示唆に富んでいる。住民の意見が大きく分かれた場合、事実上の「最後の審判」を住民の手にゆだねることで、住民には自治意識と責任感を高め、議会や行政には特権への反省を迫ることも期待できるからだ。

わが国で住民投票条例が制定されたことはきわめてまれである。代議制度を形骸化させるとの口実で阻まれてきたからだ。地方議会はいまこそ、住民投票の活用を前向きに考えるべきである。